

阿賀野市告示第123号

阿賀野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年7月9日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和3年阿賀野市告示第85号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第2号に規定する公的年金給付等受給者又は第3号に規定する家計急変者に該当する者であっても、令和3年5月28日子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」の別紙「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既に受けている者又はその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとする。

附 則

この告示は、令和3年7月9日から施行し、改正後の阿賀野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の規定は、令和3年7月1日から適用する。